

令和8年2月27日

第1回羽島市議会定例会議案

目 次

報第	1号	専決処分の報告について（専第13号 損害賠償の額を定めることについて）……………	4
承第	1号	専決処分の報告並びにその承認について（専第1号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第10号））……………	5
諮第	1号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	16
諮第	2号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	17
議第	1号	令和8年度羽島市一般会計予算……………	別冊
議第	2号	令和8年度羽島市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議第	3号	令和8年度羽島市介護保険特別会計予算……………	別冊
議第	4号	令和8年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計予算……………	別冊
議第	5号	令和8年度羽島市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第	6号	令和8年度羽島市病院事業会計予算……………	別冊
議第	7号	令和8年度羽島市水道事業会計予算……………	別冊
議第	8号	令和8年度羽島市下水道事業会計予算……………	別冊
議第	9号	羽島市監査委員の選任について……………	18
議第	10号	羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	19
議第	11号	羽島市公平委員会委員の選任について……………	20
議第	12号	羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について……………	21
議第	13号	羽島市情報公開条例の一部を改正する条例について……………	23
議第	14号	羽島市行政手続条例の一部を改正する条例について……………	28
議第	15号	羽島市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	33
議第	16号	羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について……………	35
議第	17号	羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	42
議第	18号	羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について……………	55
議第	19号	羽島市基金条例の一部を改正する条例について……………	84
議第	20号	羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	86
議第	21号	羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を……………	

	廃止する条例について……………	99
議第22号	羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について……………	100
議第23号	羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	101
議第24号	羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	105
議第25号	指定金融機関の指定について……………	109
議第26号	令和7年度羽島市一般会計補正予算（第11号）……………	110
議第27号	令和7年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）…	115
議第28号	令和7年度羽島市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	120
議第29号	市道路線の変更について……………	121

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松井 聡

専第13号

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月6日（木）午後1時20分頃、羽島市内の路上において、公用車を方向転換させるため後退した際、公用車の後部が花壇コンクリートブロックに接触し、当該物件に損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年12月24日専決

羽島市長 松井 聡

- 1 損害賠償の額 金122,100円
- 2 損害賠償の相手方 岐阜市所在の法人

承第1号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

専第1号

令和7年度羽島市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度羽島市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,863,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月13日専決

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2,319,728	31,319	2,351,047
	3 委託金	201,926	31,319	233,245
17 寄附金		506,873	130,000	636,873
	1 寄附金	506,873	130,000	636,873
18 繰入金		1,684,134	△63,569	1,620,565
	2 基金繰入金	1,678,133	△63,569	1,614,564
歳入合計		28,766,024	97,750	28,863,774

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,146,186	97,750	4,243,936
	1 総務管理費	3,494,035	64,915	3,558,950
	4 選挙費	43,732	32,835	76,567
歳出合計		28,766,024	97,750	28,863,774

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	166,380	31,319	197,699	4 選挙費委託金	31,319	衆議院議員総選挙費委託金 31,319(既決 0)
計	201,926	31,319	233,245			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 ふるさと納税寄附金	500,000	130,000	630,000	1 ふるさと納税寄附金	130,000	元気な羽島応援寄附金 130,000(既決 500,000)
計	506,873	130,000	636,873			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,678,133	△63,569	1,614,564	1 財政調整基金繰入金	△63,569	財政調整基金繰入金 △63,569(既決 981,468)
計	1,678,133	△63,569	1,614,564			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 財産管理費	1,466,295	64,915	1,531,210				64,915	7 報償費 賞賜金 11 役務費 通信運搬費 手数料 12 委託料	46,148 46,148 17,887 1,442 16,445 880	ふるさと納税推進事業 64,915(既決 249,149)
計	3,494,035	64,915	3,558,950				64,915			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 衆議院議員 総選挙費	0	32,835	32,835	31,319			1,516	1 報酬 委員報酬 会計年度任用職員報酬 (月給) 会計年度任用職員報酬 (時給) 3 職員手当等 時間外勤務 手当 管理職員特 別勤務手当 4 共済費 職員共済組 合負担金 社会保険料 7 報償費	3,337 1,671 161 1,505 10,940 10,724 216 27 11 16 165	衆議院議員総選挙費 32,835(既決 0)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								報償金	165	
								8 旅費	5	
								費用弁償	5	
								10 需用費	2,383	
								消耗品費	1,518	
								燃料費	192	
								印刷製本費	618	
								修繕料	55	
								11 役務費	2,685	
								通信運搬費	2,553	
								広告料	110	
								手数料	22	
								12 委託料	8,608	
								13 使用料及び 賃借料	1,687	
								17 備品購入費	2,998	
計	43,732	32,835	76,567	31,319			1,516			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	調 整 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	4	—	35,650	16,439	—	—	136	52,225	18,842	71,067	
	議 員	18	85,961	—	39,970	—	—	—	125,931	24,074	150,005	
	その他の特別職	1,912	91,172	—	—	—	—	—	91,172	—	91,172	
	計	1,934	177,133	35,650	56,409	—	—	136	269,328	42,916	312,244	
補 正 前	長 等	4	—	35,650	16,439	—	—	136	52,225	18,842	71,067	
	議 員	18	85,961	—	39,970	—	—	—	125,931	24,074	150,005	
	その他の特別職	1,806	89,501	—	—	—	—	—	89,501	—	89,501	
	計	1,828	175,462	35,650	56,409	—	—	136	267,657	42,916	310,573	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	106	1,671	—	—	—	—	—	1,671	—	1,671	
	計	106	1,671	—	—	—	—	—	1,671	—	1,671	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	931	578,626	1,510,280	1,073,611	3,162,517	784,265	3,946,782	
補 正 前	931	576,960	1,510,280	1,062,671	3,149,911	784,238	3,934,149	
比 較	0	1,666	0	10,940	12,606	27	12,633	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	43,127	19,639	19,349	17,436	158,250	1,157	2,328	7,020	62,170	386,413	356,722
	補 正 前	43,127	19,639	19,349	17,436	147,526	1,157	2,112	7,020	62,170	386,413	356,722
	比 較	0	0	0	0	10,724	0	216	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	10,940	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	10,940	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	392	—	1,510,280	972,914	2,483,194	708,355	3,191,549	
補 正 前	392	—	1,510,280	961,974	2,472,254	708,355	3,180,609	
比 較	0	—	0	10,940	10,940	0	10,940	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	43,127	19,639	19,349	17,436	157,970	1,157	2,328	7,020	62,170	337,413	305,305
	補 正 前	43,127	19,639	19,349	17,436	147,246	1,157	2,112	7,020	62,170	337,413	305,305
	比 較	0	0	0	0	10,724	0	216	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	539	578,626	—	100,697	679,323	75,910	755,233	
補 正 前	539	576,960	—	100,697	677,657	75,883	753,540	
比 較	0	1,666	—	0	1,666	27	1,693	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	280	49,000	51,417
	補 正 前	280	49,000	51,417
	比 較	0	0	0

議第12号

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布に伴い、羽島市監査委員条例の一部を改正するものである。

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例

羽島市監査委員条例(昭和39年羽島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の施行の日から施行する。

議第13号

羽島市情報公開条例の一部を改正する条例について

羽島市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

公文書の公開請求において、公文書に第三者に関する情報が記録されている際の公開手続きの詳細等を定めるため、羽島市情報公開条例の一部を改正するものである。

羽島市情報公開条例の一部を改正する条例

羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開の請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>公開請求に係る公文書に国等及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</u></p> <p>6 <u>実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の2の規定により公開しようとするときは、公開決定(公文書の全部又は一部を公開する旨の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者</u></p>	<p>(公開の請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該請求に係る公文書に第三者に関する情報が記されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。</u></p>

が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨、その理由及び公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開義務）

第9条 実施機関は、当該請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。

(1) 略

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職

（公開しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。

(1) 略

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をい

員をいう。)である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 略

(2)～(10) 略

2 略

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公開することが公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(存否に関する情報)

第10条の3 実施機関は、公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは

_____、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒むことができる。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第12条の3 第7条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

う。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名

エ 略

(2)～(10) 略

2 略

(存否に関する情報)

第10条の2 実施機関は、公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体、財産又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒むことができる。

(2) 審査請求に係る公文書の公開の請求に係る決定（公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(羽島市情報公開審査会)

第13条 略

2～5 略

6 審査会は、前条第1項の規定による諮問があったときは、審査請求事由及び情報内容等を審査し、その結果を諮問があった日の翌日から起算して60日以内に実施機関に報告するよう努めるものとする。

7及び8 略

(羽島市情報公開審査会)

第13条 略

2～5 略

6 審査会は、前条第1項の規定による諮問があったときは、審査請求事由及び情報内容等を審査し、その結果を諮問があった日の翌日から起算して60日以内に実施機関に報告するものとする_____。

7及び8 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽島市情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条第5項から第7項まで、第9条第1項、第10条の2及び第10条の3の規定は、施行日以後に請求された公開請求について適用し、同日前に請求された公開請求については、なお従前の例による。

3 新条例第12条の3の規定は、施行日以後に行われる裁決について適用し、同日前に行われた裁決については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第6項の規定は、施行日以後に諮問された審査請求に適用し、同日前に諮問された審査請求については、なお従前の例による。

議第14号

羽島市行政手続条例の一部を改正する条例について

羽島市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）等の公布に伴い、羽島市行政手続条例の一部を改正するものである。

羽島市行政手続条例の一部を改正する条例

羽島市行政手続条例（平成9年羽島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 行政庁は、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 行政庁は、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u><u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。
この場合において、同条第3項及び第

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。
この場合において、同条第3項_____

4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の羽島市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を

含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第15号

羽島市職員定数条例の一部を改正する条例について

羽島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

消防機関の職員の定数を改定するため、羽島市職員定数条例の一部を改正するものである。

羽島市職員定数条例の一部を改正する条例

羽島市職員定数条例（昭和56年羽島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(定数) 第2条 略		(定数) 第2条 略	
区分	定数	区分	定数
略	略	略	略
消防機関	92人	消防機関	88人
略	略	略	略
合計	814人	合計	810人
2 略 (1)及び(2) 略		2 略 (1)及び(2) 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第16号

羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について

羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松井 聡

【提案理由】

職員等がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立するため、羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例を制定するものである。

羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等及び職員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するものをいう。
- (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第8号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。
- (4) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他誹謗、中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境（議員活動を行う上での環境を含む。以下この条において同じ。）を害するものをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務（議員活動を含む。）上必要かつ相当な範囲を越える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の人格若しくは尊厳若しくは勤務環境を害するものをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (7) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 次に掲げる事由に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する病状により勤務すること（議員活動を行うことを含む。）ができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下し

たこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(市長等の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、職員に対しハラスメントの防止に関する研修等の周知啓発を行い、ハラスメントに係る事案（以下「事案」という。）の相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の人格若しくは尊厳若しくは勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者（地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職にある職員その他の職員を監督する立場にある職員をいう。以下この条において同じ。）は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

(ハラスメントの禁止等)

第6条 市長等及び職員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等及び職員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(相談の申出)

第7条 市長等、職員若しくは議員からのハラスメントを受けた職員若しくは派遣労働者又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員若しくは派遣労働者は、次条第1項の相談員又は第10条第1項の委員会に対し、当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ること（以下「申出」という。）ができる。

(ハラスメント相談員)

第8条 申出に対応するための窓口として、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、事案の当事者その他事案の関係者（以下「当事者等」という。）に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、ハラスメントを行ったとされる者が次に掲げる者である場合には、それぞれ次に定める職務を行うものとする。

ア 市長等 第10条第1項の委員会に事実確認等の調査を依頼すること。

イ 議員 当該申出について市長に報告すること。

3 相談員は、職員のうちから市長が任命する。

4 相談員は、事実確認等の調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者等に対して求めることができる。

5 相談員は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、事案の内容、調査の結果等から判断し、問題の解決を図ることが困難と認められるときは、当該事案に係る処理を第10条第1項の委員会に依頼することができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、相談員の職務及び任命に関し必要な事項は、規則で定める。

(処理の依頼等)

第9条 市長は、前条第2項第2号イ又は次条第2項第2号イの規定による報告を受けたときは、当該事案に係る処理を議長に依頼するものとする。

2 市長は、議員が市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、議長から処理の依頼があったときは、事実確認等の調査その他の必要な措置を行う

ものとし、当該事案に係る処理を完了したときは、その処理の内容等を議長に報告しなければならない。

(ハラスメント審議委員会)

第10条 申出に対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、羽島市ハラスメント審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審議し、当事者等に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事務を行うものとする。

ア ハラスメントを行ったとされる者が市長等である場合又は前条第2項の規定による依頼があった場合 事実確認等の調査を行い、調査の結果を市長に報告し、第12条第1項の審査会への諮問に係る事務を行うこと。

イ ハラスメントを行ったとされる者が議員である場合 当該申出について市長に報告すること。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

5 第8条第4項の規定は、委員会が行う事実確認等の調査について準用する。

6 委員会は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは、市長にその旨を報告するものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(意見聴取)

第11条 市長は、前条第2項第2号ア若しくは第6項の規定による報告を受けたときは、当該事案の処理について次条第1項の審査会の意見を聴かななければならない。

(ハラスメント審査会)

第12条 ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の適切な処理及び解決について審査するため、羽島市ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するもの

とする。

(1) 必要に応じて事実確認等の調査を行うこと。

(2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。

(3) その他申出等の処理に関し必要な事項について、調査及び審査をすること。

3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

4 審査会の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、審査会の委員が議事に係る事案について直接の利害関係を有するときは、当該委員に代えて臨時に委員を置くことができる。

7 前項に規定する臨時の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

8 第8条第4項の規定は、審査会が行う事実確認等の調査について準用する。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(対応措置)

第13条 市長は、公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒処分等の人事上の措置その他の問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、当該ハラスメントが市長等によるものであるときは、前条第2項の規定による答申を踏まえて、当該ハラスメントを行った者の氏名、事案の内容及び問題解決のため講ずる措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第14条 相談員、委員会及び審査会の委員その他事案に関する業務に携わる職員は、当事者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 市長等及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(事業者等からの要請に係る措置)

第16条 市長は、市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、派遣労働者を雇用する事業者、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者その他の市が行う事業に係る事業者等から必要な協力を求められた場合は、この条例の規定に準じた措置を行うよう努めるものとする。

(職務の代理)

第17条 ハラスメントを行ったとされる者が市長である事案においては、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用するものとする。

議第 17 号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和 7 年 8 月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(羽島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 羽島市職員の給与に関する条例(昭和29年羽島市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽島市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第4条の2 次の各号に掲げる職員に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽島市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第4条の2 次の各号に掲げる職員に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、</p>

第3号に掲げる職に係るものにおいて
は採用の日から5年以内の期間、採用
の日（第1号及び第2号に掲げる職に
係るものにおいては、採用後市の規則
で定める期間を経過した日）から1年
を経過するごとにその額を減じて、第
1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同
項の規定により第1種初任給調整手当
を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められる職員には、同項の規定
に準じて第1種初任給調整手当を支給
する。

3 前2項の規定により第1種初任給調
整手当を支給される職員の範囲、第1
種初任給調整手当の支給期間及び支給
額その他第1種初任給調整手当の支給
に関し、必要な事項は、市の規則で定
める。

第4条の2の2 新たに採用された職員
であって、採用の日において、当該職
員に適用される給料表の給料月額のうち
第4条第2項の規定により当該職員
の属する職務の級並びに同条第3項及
び第4項並びに第5条第2項及び第3
項の規定により当該職員が受ける号給
に応じた額（定年前再任用短時間勤務
職員その他の市の規則で定める職員に
あっては、市の規則で定める額）（そ

第3号に掲げる職に係るものにおいて
は採用の日から5年以内の期間、採用
の日（第1号及び第2号に掲げる職に
係るものにおいては、採用後市の規則
で定める期間を経過した日）から1年
を経過するごとにその額を減じて、初
任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同
項の規定により初任給調整手当
を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められる職員には、同項の規定
に準じて初任給調整手当を支給
する。

3 前2項の規定により初任給調整手当
を支給される職員の範囲、初任
給調整手当の支給期間及び支給
額その他初任給調整手当の支給
に関し、必要な事項は、市の規則で定
める。

の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)

が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(通勤手当)

第10条の3 略

(1)~(3) 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 _____

_____支給単位期

間につき、6万6,400円を超え

ない範囲内で自動車等の使用距離の

区分に応じて規則で定める額（次条

第1項の規定により在宅勤務等手当

を支給される職員、定年前再任用短

時間勤務職員、育児短時間勤務職員

等及び任期付短時間勤務職員（支給

単位期間当たりの通勤回数を考慮し

て市の規則で定める職員に限る。）

にあつては、その額から、その額に

市の規則で定める割合を乗じて得た

額を減じた額)

(通勤手当)

第10条の3 略

(1)~(3) 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲

げる職員の区分に応じ、支給単位期

間につき、それぞれ次に

_____定める額（次条

第1項の規定により在宅勤務等手当

を支給される職員、定年前再任用短

時間勤務職員、育児短時間勤務職員

等及び任期付短時間勤務職員（支給

単位期間当たりの通勤回数を考慮し

て市の規則で定める職員に限る。）

にあつては、その額から、その額に

市の規則で定める割合を乗じて得た

額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下この

号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である

職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル

以上10キロメートル未満である

職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメート

ル以上15キロメートル未満であ

る職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメート

ル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市の規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(市の規則で定める通勤手当にあっては、市の規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあっては、その翌月)の市の規則で定める日に支給する。

5 略

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇

(3) 略

3 通勤手当は、支給単位期間(市の規則で定める通勤手当にあっては、市の規則で定める期間)に係る最初の月_____

_____の市の規則で定める日に支給する。

4 略

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」_____

_____とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」_____

_____とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105

<p>(特定管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>) _____</p> <p>_____</p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の51.25</u> _____ (特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) _____</p> <p>_____</p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u> _____)、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> _____ (特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の50</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u> _____)、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> _____ (特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>) _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	--

(羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年羽島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額<u>に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額<u>に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に</u></p>

<p>の232.5</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>支給する場合には100分の230、</p> <hr/> <p>12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>
--	--

(羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.5</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u> _____」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u> _____」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分</u></p>

の88.75 _____」と する。	の87.5」と、「100分の107. 5」とあるのは「100分の90」と する。
--------------------------	--

(羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年羽島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の100」と_____</p> <p>__読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>_____」とあるのは「100分の100」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の100」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の</u></p>

126.25」とあるのは「100分の100」と

、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第29条 略

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条の3第2項から第7項までの規定の例による。

125」とあるのは「100分の100」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の100」と

、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第29条 略

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条の3第2項から第6項までの規定の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第18号

羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

旅費の計算等に係る規定の見直し等を行うため、羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正するものである。

四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(5) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者 _____

_____、子、
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

(3) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 この条例において「職務の級」とは、羽島市職員の給与に関する条例別表第一アに規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)及び(2) 略

(3) _____職員が死亡した場合において、当該職員の本邦内にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員_____又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦内にある遺族がその死亡の日の翌日から14日以内にその居住地を出発して帰

住 _____
_____ したと
きは当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する
場合において、地方公務員法 _____
_____ 第16条各号若
しくは第29条第1項各号に掲げる事
由又はこれ等に準ずる事由により退職
等となった場合には、前項の規定にか
かわらず同項の規定による旅費は支給
しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定によ
り旅費の支給を受けることができる者
が、次条第3項の規定により旅行命令
又は前項の規定による旅行依頼（以下
次条及び第5条において「旅行命令等」
という。）の変更（取消しを含む。）を
受け、又は死亡した場合その他市の規
則で定める場合には、当該旅行のため
既に支出した金額のうちその者の損失
となる金額又は支出を要する金額で、
市の規則で定めるものを旅費として支
給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定に
より旅費の支給を受けることができる
者が、旅行中天災その他市の規則で定
める事情により概算払を受けた旅費額
（概算払を受けなかった場合には、概
算払を受けることができた旅費額に相

住（生活の根拠地となる地に旅行す
ることをいう。以下同じ。）したと
きは当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する
場合において、地方公務員法（昭和2
5年法律第261号）第16条各号若
しくは第29条第1項各号に掲げる事
由又はこれ等に準ずる事由により退職
等となった場合には、前項の規定にか
かわらず同項の規定による旅費は支給
しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定によ
り旅費の支給を受けることができる者
がその出張前に第4条第3項の規定に
より出張命令（前項の規定による旅行
依頼を含む。以下同じ。）を変更（取
消しを含む。以下同じ。）され、又は
死亡した場合において当該旅行のため
既に支出した金額があるときは、当該
金額のうちその者の損失となった金額
で _____、
市の規則で定めるものを旅費として支
給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定に
より旅費の支給を受けることができる
者が旅行中交通機関の事故 _____
_____ により概算払を受けた旅費額
（概算払を受けなかった場合には、概
算払を受けることができた旅費額に相

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に市の規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅

4 任命権者等は、出張命令を発し又はこれを変更するには、出張命令簿又は出張依頼簿（以下「出張命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し又はこれを変更することができる。

5 任命権者等は、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに出張命令簿等に当該旅行に関する事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない。

6 出張命令簿等の記載事項及び様式は、市の規則で定める。

（出張命令 に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項により変更された出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者等に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないで旅

(旅費の計算)

第6条 略

支給する。

(旅費の計算)

第7条 略

第8条 旅費計算上の旅行日数は第3項の規定に該当する場合を除く外旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外鉄道旅行にあつては、400キロメートル水路旅行にあつては200キロメートル陸路旅行にあつては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた時は、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項のただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において日当、又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 略

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは

_____所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）

_____に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち_____その書類を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

2～4 略

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類記載事項及び様式_____第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(職員以外の者の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の法令等に特別

(内国旅行の旅費の種目)

第8条 内国旅行の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第18条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長、副市長、教育長及び病院長並びに市長が特に必

の定めがある場合を除くほか、職員との均衡を考慮し、その都度市長が定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 市長、副市長、教育長及び病院長(以下「市長等」という。)については、1等の運賃
 - イ その他の職員については、2等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃

要と認められた者（以下「市長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

のほか次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 第1号アに規定する職員が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものにより旅行する場合で、市長が必要と認めるときに限り、同号に規定する運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給することができる。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行では片道100キロメートル以上のもの

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(3) 東海道新幹線を利用した場合には、第1項の規定による鉄道賃の等級に相当する急行料金を支給するものとする。

3 前2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、市長が定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらの者に対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行にあつては、別表に定める運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金

(4) 市長等が第2号の規定に該当する

用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市の規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものである。公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費

船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第13条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移

（車賃）

第14条 車賃は、実費額による。

動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第15条において「省令」という。）に定める宿泊費基準額との権衡を考慮して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する

(日当)

第15条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合にかぎり支給する。

費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令に定める宿泊手当の定額等との権衡を考慮して市の規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(日額旅費)

第19条 第8条に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる

(外国旅行の旅費)

第17条の2 外国旅行について支給する旅費は、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）の規定に準じて、その都度市長が定める。

(日額旅費)

第18条 _____日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる

旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額支給条件及び支給方法は、市の規則で定める。

(1)～(3) 略

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて市長が定めるものとする。

旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額支給条件及び支給方法は、市の規則で定める。

(1)～(3) 略

(市内出張の旅費)

第19条 市内の出張については、市の規則で定める基準により旅費を支給する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第20条 市外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には第12条から第14条までに規定する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 第15条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から本市までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により、職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、その者の遺族の住所又は居所からその者の死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は当該職員が死亡した日における遺族1人ごとにその帰住の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その帰住の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の金額並に日当宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満6歳以上のものについては、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その帰住のさいにおける職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用に

ついて、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合
_____その他_____旅行における特別の事情により、又は_____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定により旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対してこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 公務上の必要により市長等に随行して旅行する職員の旅費について、この条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により難い場合におけるその支給額その他の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出

第15条第3項若しくは第68条
に該当する事由がある場合において、この条例の規定により旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対してこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の職員がその条件付採用期間中にその意に反して退職となった場合において、退職の通知を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは第22条第3項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給する。

命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(委任)

第28条 略

(実施規定)

第25条 略

別表

区分	船賃	日当	宿泊料	食卓料
市長、副市長、	1等	3,	14,	3, 0
病院長、教育長	運賃	00	800	00円
		0円	円	
行政職給料表(1)	2等	2,	13,	2, 6
7級、6級の	運賃	60	100	00円
職員		0円	円	
医療職給料表(1)				
4級、3級、				
2級、1級の職				
員				
医療職給料表(2)				
7級、6級、				
5級の職員				
医療職給料表(3)				
6級、5級の				
職員				
行政職給料表(1)	2等	2,	11,	2, 2
5級、4級、	運賃	20	900	00円
3級、2級の職		0円	円	
員				

行政職給料表(2)				
3級、2級の職員				
医療職給料表(2)				
4級、3級の職員				
医療職給料表(3)				
4級、3級の職員				
行政職給料表(1)	2等	2,	10,	2, 0
1級の職員	運賃	00	900	00円
行政職給料表(2)		0円	円	
1級の職員				
医療職給料表(2)				
2級、1級の職員				
医療職給料表(3)				
2級、1級の職員				
その他の職員				

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の羽島市職員の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の羽島市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者等が同項に規

定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者等が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（羽島市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 羽島市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年羽島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
略	略	略	略	略	略
地方公務員法 （昭和25年法 律第261号）	略	羽島市職員 の旅費に関 する条例に	地方公務員法 （昭和25年法 律第261号）	略	羽島市職員 の給与に関 する条例（

第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者	規定する職員の旅費の例による。	第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者	昭和29年羽島市条例第22号)に規定する行政職給料表(1)7級以下の職務にある者の旅費の例により任命権者が市長と協議して定める額
--------------------------------	-----------------	--------------------------------	--

(羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年羽島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第3条第1項第1号アに規定する行政職給料表(1)における2級以下に相当するものとする。</p>

(公聴会参加者等の実費弁償条例)

第6条 公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和29年羽島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 前条の実費弁償の額は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）に定める<u>職員の旅費の例による</u>。</p> <p>第4条 第2条に規定する者以外の者で、市の機関の求めに応じ旅行するものに対し、その旅行のための実費弁償をする場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、<u>前条</u>の規定を準用する。</p>	<p>第3条 前条の実費弁償の額は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）に定める「<u>その他の職員</u>」の旅費相当額とする。<u>ただし、同条例の規定にかかわらず日当については、1日につき3,000円とする。</u></p> <p>第4条 <u>前条に規定するものを除くほか、実費弁償の支給に関しては、羽島市職員の旅費に関する条例の例による。</u></p> <p>第5条 第2条に規定する者以外の者で、市の機関の求めに応じ旅行するものに対し、その旅行のための実費弁償をする場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、<u>前2条</u>の規定を準用する。</p>

（羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第7条 羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年羽島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第13条 団員が公務のため旅行した場合は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）に</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第13条 団員が公務のため旅行した場合は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）<u>の</u></p>

<u>規定する職員の旅費の例により</u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> 費用 弁償を支給する。	<u>規定に基づき、団長及び副団長にあっ</u> <u>ては行政職給料表(1)7級の職員相当</u> <u>職、分団長、副分団長及び部長にあっ</u> <u>ては行政職給料表(1)5級の職員相当</u> <u>職、その他の団員にあつては行政職給</u> <u>料表(1)3級の職員相当職とみなし費用</u> <u>弁償を支給する。</u>
---	---

(羽島市水防団設置に関する条例の一部改正)

第8条 羽島市水防団設置に関する条例（昭和43年羽島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第19条 団長等が公務のため旅行した場合は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）に <u>規定する職員の旅費の例により</u> <hr/> <hr/> <hr/> 費用弁償を支 給する。	(費用弁償) 第19条 団長等が公務のため旅行した場合は、羽島市職員の旅費に関する条例（昭和29年羽島市条例第30号）の <u>規定に基づき、団長及び副団長にあ</u> <u>つては行政職給料表(1)7級の職員相当</u> <u>職、分団長及び副分団長にあつては行</u> <u>政職給料表(1)5級の職員相当職、その</u> <u>他の団員にあつては行政職給料表(1)3</u> <u>級の職員相当職とみなし費用弁償を支</u> <u>給する。</u>

議第19号

羽島市基金条例の一部を改正する条例について

羽島市基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づく基金を廃止するため、羽島市基金条例の一部を改正するものである。

羽島市基金条例の一部を改正する条例

羽島市基金条例（昭和41年羽島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（基金の名称等）		（基金の名称等）	
第2条 略		第2条 略	
名称	目的	名称	目的
略	略	略	略
羽島市体育施設整備基金	略	羽島市体育施設整備基金	略
羽島市森林環境譲与税基金	略	羽島市スポーツ振興基金	スポーツ振興に関する事業費に充当するため
		羽島市森林環境譲与税基金	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第20号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

子ども・子育て支援納付金の追加による国民健康保険税の税率の見直し等に伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額
(保険税のうち、国民健康保険事業
費納付金の納付に要する費用(県の
国民健康保険に関する特別会計にお
いて負担する子ども・子育て支援納
付金の納付に要する費用に充てる部
分に限る。)に充てるための保険税
の課税額をいう。以下同じ。)

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等
課税額は、世帯主(前条第2項の世帯
主を除く。)及びその世帯に属する国
民健康保険の被保険者につき算定した
所得割額並びに被保険者均等割額及び
世帯別平等割額の合算額とする。ただ
し、当該合算額が26万円を超える場
合においては、後期高齢者支援金等課
税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援
納付金課税額は、世帯主(前条第2項
の世帯主を除く。)及びその世帯に属
する国民健康保険の被保険者につき算
定した所得割額並びに被保険者均等割
額及び世帯別平等割額の合算額に、当
該世帯に属する18歳以上被保険者
(地方税法(昭和25年法律第226
号。以下「法」という。)第703条

税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等
課税額は、世帯主(前条第2項の世帯
主を除く。)及びその世帯に属する__
_____被保険者につき算定した
所得割額並びに被保険者均等割額及び
世帯別平等割額の合算額とする。ただ
し、当該合算額が26万円を超える場
合においては、後期高齢者支援金等課
税額は、26万円とする。

4 略

の4第30項に規定する18歳以上被
保険者をいう。以下同じ。)につき算
定した18歳以上被保険者均等割額を
加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課
期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2
第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合計額から同条第2項の規
定による控除をした後の総所得金額及
び山林所得金額の合計額(以下「基礎
控除後の総所得金額等」という。)に
100分の7.7を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の世帯別平等割額)

第4条の2 略

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者
(国民健康保険法第6条第8号の規
定により被保険者の資格を喪失した
者であって、当該資格を喪失した日
の前日以後継続して同一の世帯に属
するものをいう。以下同じ。))と同
一の世帯に属する被保険者が属する
世帯であって同日の属する月(以下
この号において「特定月」とい
う。)以後5年を経過する月までの

(国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課
期日の属する年の前年の所得に係る地
方税法(昭和25年法律第226号。)

以下「法」という。)第314条の2
第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合計額から同条第2項の規
定による控除をした後の総所得金額及
び山林所得金額の合計額(以下「基礎
控除後の総所得金額等」という。)に
100分の7.7を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の世帯別平等割額)

第4条の2 略

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者
(国民健康保険法第6条第8号の規
定により被保険者の資格を喪失した
者であって、当該資格を喪失した日
の前日以後継続して同一の世帯に属
するものをいう。以下同じ。))と同
一の世帯に属する被保険者が属する
世帯であって同日の属する月(以下
この号において「特定月」とい
う。)以後5年を経過する月までの

間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の2、第8条の6及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の2、第8条の6及び第22条において同じ。）以外の世帯 2
1, 000円

(2)及び(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の3 第2条第5項の所得割額
は、基礎控除後の総所得金額等に10分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の2 _____ 及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の2 _____及び第22条において同じ。）以外の世帯 2
1, 000円

(2)及び(3) 略

第8条の5 第2条第5項の18歳以上

被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第8条の6 第2条第5項の世帯別平等

割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

(徴収及び納付の方法)

第10条 略

2 前項の規定による普通徴収に係る保険税の納付は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができない場合は、納付書による納付その他の方法による。

(納期及び納付額)

第11条 略

2 略

3 各納期の保険税の納付額は、第2条第1項の額を第1項の納期の数で除して得た額とする。

(課税額が変更となる場合の各納期の保険税の納付額の取扱い)

第12条の2 保険税の課税額の決定後

(徴収_____の方法)

第10条 略

(納期_____)

第11条 略

2 略

に当該課税額が増額となる場合の各納期の保険税の納付額については、第11条第3項の規定にかかわらず、増額後の課税額から既に経過した各納期の保険税の納付額の合計額を控除して得た額を当該増額後に到来する各納期の保険税の納付額に均等に増額するものとする。

2 保険税の課税額の決定後に当該課税額が減額となる場合の各納期の保険税の納付額については、第11条第3項の規定にかかわらず、減額前の課税額から減額後の課税額を控除して得た額を当該減額後に到来する各納期の保険税の納付額から均等に減額するものとする。この場合において、当該控除して得た額が当該減額後に到来する各納期の保険税の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を既に経過した各納期の保険税の納付額のうち、直近の納期に係るものから順に減額するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、世帯主の世帯に属する全ての被保険者がその資格を喪失した日以後に保険税の課税額が増額又は減額となる場合であつて、増額又は減額後の課税額が既に経過した各納期の保険税の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を増額又は減額後の最初の納期の保険税の

納付額とするものとする。

(低所得者の保険税の減額)

第22条 略

(1) 略

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額
の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 84
0円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の1
8歳以上被保険者均等割額 18
歳以上被保険者(第1条第2項に
規定する世帯主を除く。) 1人
について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額
の世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

(2) 略

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額

(低所得者の保険税の減額)

第22条 略

(1) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 60
0円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の1
8歳以上被保険者均等割額 18
歳以上被保険者(第1条第2項に
規定する世帯主を除く。) 1人
について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額
の世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

(3) 略

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額
の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 24
0円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の1
8歳以上被保険者均等割額 18

(3) 略

ア～カ 略

歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 略

2 略

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金課税額」と、「第4条」とあるのは「第8条の4」と読み替えるものとする。

4 略

5 略

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金課税額」と、「第4条」とある

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 略

2 略

3 略

4 略

のは「第8条の4」と、「各号ア」とあるのは「各号キ」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険税の減額)

第22条の4 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第22条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

(出産被保険者の保険税の減額)

第22条の4 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第22条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第22条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第22条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第22条の5 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支

援納付金課税額の被保険者均等割額
(当該納税義務者の世帯に属する18
歳未満被保険者につき算定した被保険
者均等割額(第22条、第22条の3
又は第22条の4に規定する金額を減
額するものとした場合にあっては、そ
の減額後の被保険者均等割額)に限
る。)は、当該被保険者均等割額か
ら、当該被保険者均等割額に相当する
額を減額して得た額とする。

附則中「第7条及び第22条」を「第7条、第8条の3及び第22条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽島市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 21 号

羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を廃止する条例について

羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島市家畜診療所を廃止するため、羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を廃止するものである。

羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を廃止する条例
羽島市畜産諸手数料徴収条例（昭和 32 年羽島市条例第 11 号）及び羽島市家畜診療所設置条例（昭和 53 年羽島市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 22 号

羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業が完了したため、羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止するものである。

羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例
羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例（平成 6 年羽島市条例第 11 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 23 号

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 10 号）の公布に伴い、羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものである。

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

羽島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年羽島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には <u>1万円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には <u>9,700円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務</p>

協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号まで

_____のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) 略

4 略

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13, 340円</u>	<u>14, 170円</u>	<u>15, 000円</u>
分団長及び副分団	<u>11, 670円</u>	<u>12, 500円</u>	<u>13, 340円</u>

協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) 略

4 略

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12, 900円</u>	<u>13, 700円</u>	<u>14, 500円</u>
分団長及び副分団	<u>11, 300円</u>	<u>12, 100円</u>	<u>12, 900円</u>

長				長			
部長、班長 及び団員	10,0 00円	10,8 40円	11,6 70円	部長、班長 及び団員	9,70 0円	10,5 00円	11,3 00円
備考 1及び2 略				備考 1及び2 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた羽島市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 24 号

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）の公布に伴い、羽島市火災予防条例の一部を改正するものである。

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例

羽島市火災予防条例(昭和37年羽島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではな</u></p>	

い。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 略

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備_____の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 略

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器

<p>具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p>	<p>具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議第25号

指定金融機関の指定について

羽島市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松 井 聡

名 称	株式会社大垣共立銀行
指定期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

議第26号

令和7年度羽島市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度羽島市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,006,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

羽島市長 松井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,209,495	71,492	5,280,987
	1 国庫負担金	4,106,223	71,492	4,177,715
15 県支出金		2,351,047	35,746	2,386,793
	1 県負担金	1,519,394	35,746	1,555,140
18 繰入金		1,620,565	35,748	1,656,313
	2 基金繰入金	1,614,564	35,748	1,650,312
歳入合計		28,863,774	142,986	29,006,760

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		11,839,779	142,986	11,982,765
	2 児 童 福 祉 費	4,362,080	142,986	4,505,066
歳 出	合 計	28,863,774	142,986	29,006,760

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,106,223	71,492	4,177,715	2 児童福祉費負担金	71,492	子どものための教育・保育給付費負担金 71,492(既決 801,073)
計	4,106,223	71,492	4,177,715			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,515,957	35,746	1,551,703	2 児童福祉費負担金	35,746	子どものための教育・保育給付費負担金 35,746(既決 400,536)
計	1,519,394	35,746	1,555,140			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,614,564	35,748	1,650,312	1 財政調整基金繰入金	35,748	財政調整基金繰入金 35,748(既決 917,899)
計	1,614,564	35,748	1,650,312			

2 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 保育所等運営費	2,030,342	142,986	2,173,328	107,238			35,748	12 委託料 19 扶助費	49,606 93,380	子どものための教育・保育給付費 142,986(既決 1,748,024)
計	4,362,080	142,986	4,505,066	107,238			35,748			

議第 2 7 号

令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 4 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 1 2, 3 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		140,353	12,403	152,756
	1 繰越金	140,353	12,403	152,756
歳入合計		6,799,931	12,403	6,812,334

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 支 出 金		28,734	12,403	41,137
	1 諸 支 出 金	28,734	12,403	41,137
歳 出 合 計		6,799,931	12,403	6,812,334

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	140,353	12,403	152,756	1 繰越金	12,403	繰越金 12,403(既決 140,353)
計	140,353	12,403	152,756			

2 歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 償還金	28,734	12,403	41,137				12,403	22 償還金・利 子及び割引 料	12,403	償還金 12,403(既決 21,634)
計	28,734	12,403	41,137				12,403			

令和7年度 羽島市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度羽島市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(企 業 債)

第2条 令和7年度羽島市下水道事業会計予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良債 資本費平準化債	千円 1,486,700	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率見 直しを行った後にお いては、当該利率見 直し後の利率)	借入先の融資条 件による。ただし 企業財政その他 の都合により繰上 償還又は低利に 借り換えることが できる。	補正前に 同じ	補正前に 同じ	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率見 直しを行った後にお いては、当該利率見 直し後の利率)	補正前に同じ

令 和 8 年 2 月 27 日 提 出

羽 島 市 長 松 井 聡

議第 29 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次の市道路線を変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

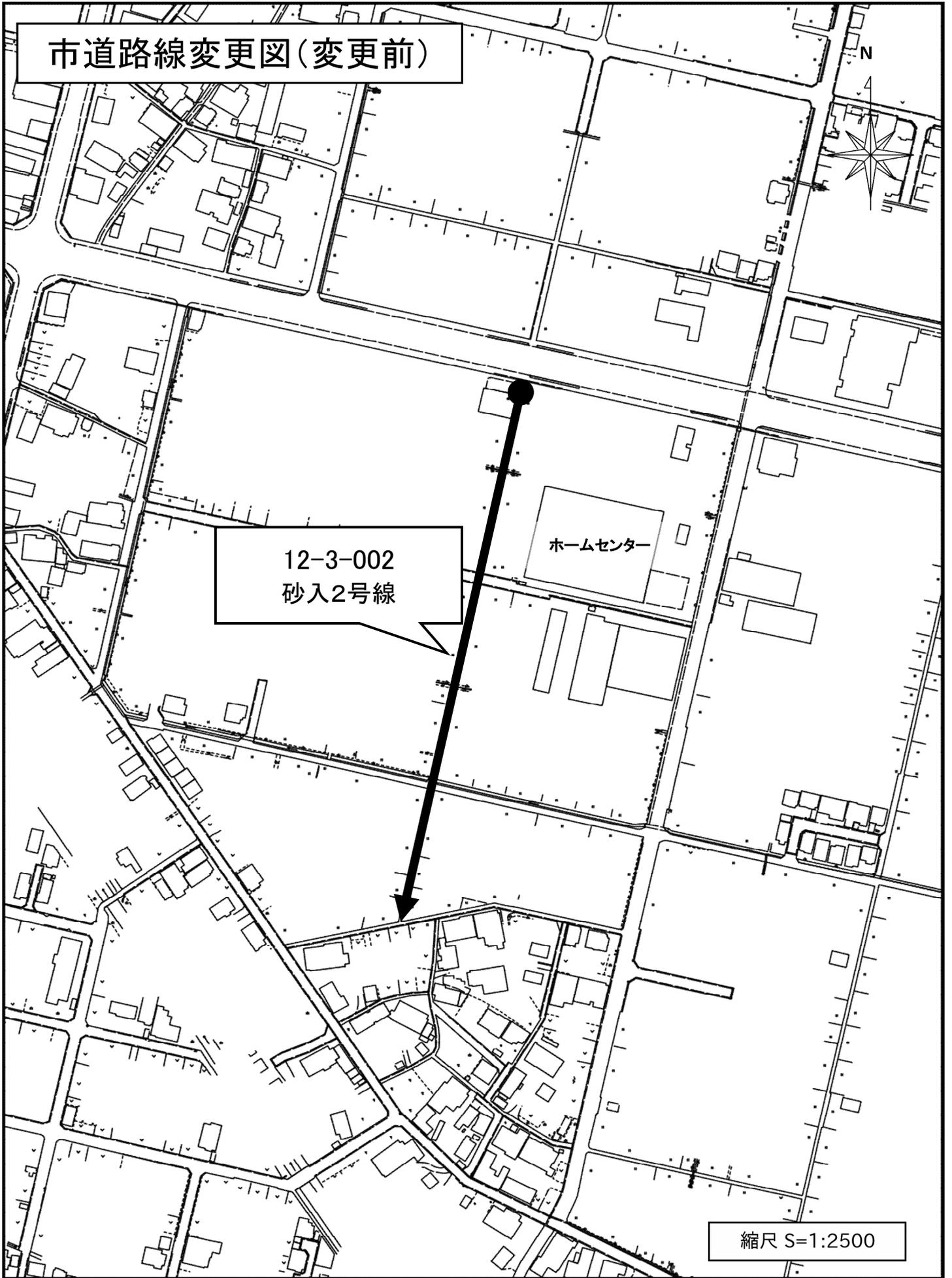
令和 8 年 2 月 27 日提出

羽島市長 松 井 聡

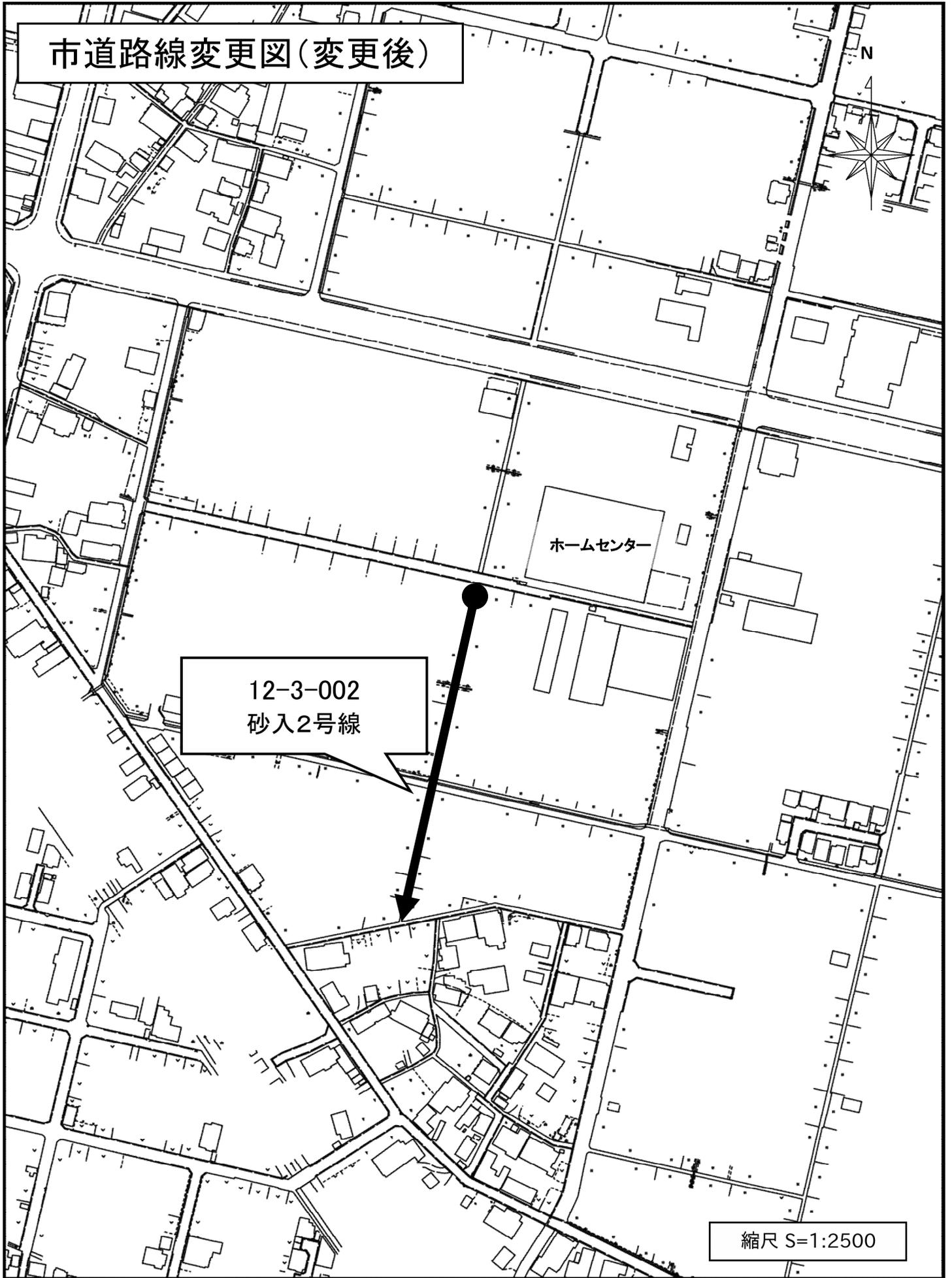
市道路線変更調書

路線番号	路線名称	起点	区域 変更 前後 の別	参考 延長 (m)	備考
		終点			
12-3-002	砂入 2号線	竹鼻町狐穴字砂入 298番1地先	前	287.7	
		竹鼻町狐穴字下ノ城 215番地先			
		竹鼻町狐穴字砂入 256番1地先	後	179.7	
		竹鼻町狐穴字下ノ城 215番地先			

市道路線変更図(変更前)



市道路線変更図(変更後)



縮尺 S=1:2500